

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成18年1月30日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称)川崎池上新町商業施設及び物流センター事業」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	<ul style="list-style-type: none"> 川崎プロパティ-特定目的会社 取締役 森内 ナンシー 千代 東京都千代田区永田町二丁目13番10号 ラサールインベストメントマネージメント株式会社 代表取締役 内山 裕敬 東京都千代田区永田町二丁目13番10号
	指定開発行為の名称	(仮称)川崎池上新町商業施設及び物流センター事業
	指定開発行為の種類	商業施設の新設(第3種行為) 大規模建築物の新設(第1種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区池上新町三丁目1番6 (区域面積:64,194.2㎡)
	指定開発行為の目的	商業施設及び物流倉庫施設の建設
	指定開発行為の内容	延べ面積:商業施設 約31,550㎡、物流倉庫施設 約128,930㎡、建物最高高さ:約35m(5階建) 駐車場台数:約865台、駐輪場台数:約110台
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成18年 8月 完了予定:平成19年10月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成18年1月30日(月)から 平成18年3月15日(水)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所 及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出できます。 提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成18年3月15日 (郵送の場合は、平成18年3月15日消印有効) 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先 (意見書提出先)	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm